

第608回茨城県内水面漁場管理委員会 議事録

日 時	令和6年8月27日（火） 午後1時55分から	
場 所	水戸市笠原町978-6 茨城県庁17階農林水産部会議室	
議 題	第1号議案 さけ特別採捕許可について（諮問） 第2号議案 鬼怒小貝漁業協同組合茨内共第4、5、6号第5種共同漁業 権遊漁規則の変更について（諮問） 第3号議案 大北川漁業協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁 規則の変更について（諮問）	
報告事項	（1）茨城県内水面漁業調整規則の改正について （2）令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案の提出結果に ついて	
出席委員	1番 高杉 則行 2番 小林 益三 3番 水野 恵美子 5番 坂本 勉 6番 八角 直道 7番 鈴木 好三 8番 高津 武弘 11番 堤 隆雄 12番 多田 悦章	
欠席委員	10番 星井 晴美	
県側出席者	農林水産部次長兼漁政課長 川野辺 誠 " 漁政課課長補佐 所 高利 " 主任 今野美紗子 " 水産振興課係長 藤江 隆司 水産試験場内水面支場技佐兼支場長 根本 孝	
傍聴人	2名	
事務局	事務局長 久保田 次郎 係長 小沼 智恵美 会計年度任用職員 中村 剛	
議事録署名人	3番 水野 恵美子 12番 多田 悦章	
議長	1番 高杉 則行	

会議内容	開会 午後１時５５分
久保田局長	〔開会宣言〕 〔資料確認、高杉会長に挨拶を依頼〕
高杉会長	第６０８回の漁場管理委員会を開催しましたところ、委員の皆様をはじめ、県の関係者の皆様にもお忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。 サンマの話が出ていましたけれども、私も昨日、スーパーに行ったらサンマが出ていました。北海道で水揚げされた初物でした。２匹で４８０円で１匹２４０円くらいで、消費税が入ると２６０円くらいですから、今まで高級魚と言われたときよりは、今年はましかなというふうに思っていますし、幾らか獲れているようであります。 また、台風１０号は、大変大きいものが来つつありまして、風が強いので警戒が必要かなと思っています。前回も山形県や秋田県で土砂崩壊なり、家屋の浸水等がございましたけども、そのような水害がないことを祈るばかりです。 横道にそれましたけど、今日の議題につきましては、さけの特別採捕の諮問についてと、鬼怒小貝と大北川の遊漁規則の変更について、その他報告事項等がございますので、最後までよろしくご協力のほどお願い申し上げます。
久保田局長	本日、傍聴人がいらっしゃいます。傍聴人は、傍聴席に配布してあります傍聴人規程の遵守をお願いします。 それでは、会議規程第４条第１項によりまして、会長が議長になることになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
高杉議長	それでは、着座のまま進めさせていただきます。 早速ですが、次第３の出席委員数の報告を事務局からお願いします。
久保田局長	現委員１０名のうち、出席委員が９名です。欠席委員が１名で１０番の星井委員となっております。 過半数の委員の出席をいただいておりますので、漁業法第１７３条の規定により、本会議は成立しております。
高杉議長	はい。ありがとうございます。 続きまして、次第４の、議事録署名人ですが、会議規程第７条第２項の規定に基づき、私から指名をいたします。 ３番水野委員と、１２番多田委員にそれぞれお願いをいたします。 それでは、次第５の議題に入ります。第１号議案、さけ特別採捕許可の

	諮問について、説明をお願いいたします。 まず事務局からお願いします。
中村会計年度任用職員	(諮問文読み上げ)
今野主任	(資料 No. 1 により説明)
高杉議長	はい、ありがとうございます。ただいまの説明にご意見、ご質問がありましたらお願いします。
高杉議長	はい、八角委員。
6 番 八角委員	はい。今年も許可をお願いしたいということで申請が出てきたと思うのですが、今、サケの状況が全国的に見ても、茨城県にしてもひどいので、許可の条件に合っていれば許可を出すということで、行政としてはそれでいいのかなと思うのですけれども、ただ、どういう条件になった時に許可を出さない、つまり卵が取れないと明らかに分かっているのに許可を出すというのがちょっと、やりにくいですね。何がどういう条件になった時に許可は出せないというようなところを、これから考えていかなくちゃいけないかなと思うのです。 私の認識で申し訳ないのですが、環境的にはもう岩手の沖合の真ん中ぐらいまで、もう黒潮域になっている、そういう話があって、黒潮域にサケが戻ってくるというのは、今までの常識から考えられない。ちょっと厳しいのかなと思います。 あと、水研の研究者の方の論文を見ていたら、昔はっていうか、今もそうなのなのですが、同じ時に生まれても、1 日で10ミクロン成長するものと1ミクロン成長するものでは、どっちが最終的に4歳魚になって帰ってくるかという、10ミクロンの成長のいいやつだけが帰ってくる、それが今までの自然なルールだったらしいのですが、ただそれが、黒潮域がずっと降下して、川の流域がそういう成長のいいやつについても結局帰ってこないという、そういう研究なので、これから北海道もそのようにならないよう、注意してモニタリングしていくのだということで結んでいたのです。 あとは、従事者の数が、今日も数字が出てきていますけれども、平成30年に、私が各漁協さんに聞いた話だと、6割減って、4割ぐらいしかいないということで、この間、那珂川第一漁協さんの事務局の人と話していたら、賦課金を去年6万で、今年3万にして、どうかっていう形でやったということで、来年もサケが獲れないと、もっと辞めていっちゃうよねって話があって、そうすると、賦課金が入ってこないとサケの運営費がなくな

っちゃうということになって、そういった意味で言うと、環境と資源の研究の部分と、あと従事者の部分からいうとちょっと厳しいですよ。だから許可だけではないのですけども、これからどういうふうにして考えていくのか、また業界の皆さんと県との間で話し合いを進めていただけたらいいなという、それを設定して、今日の許可に入ったらよいのかなと思います。

高杉議長

はい。ありがとうございます。確かに令和元年から、サケは不漁が続いているのですよ。5年間ですかね。今年不漁だと、6年不漁になるっていうことなのですけど、今、八角委員からあったように、親潮が南下しないのですよ。サンマの不漁もそういう親潮が南下しないっていうことと一緒だったのですけども、スルメイカもそうですけど、冷たい海水に棲む魚が南下できずに、この太平洋側はほとんど不漁なのです。日本海側も新潟あたりはまだ良かったのですけども、昨年あたりから新潟もまた落ちているので、日本海あたりも安心できないということで、サケの見通しが立たないのですよ。そんな中で今、八角委員が言われたように、果たして許可を出すだけがいいのか、あるいは獲れなくなったら、私もこの間の久慈川のサケ漁業者の集まりに行ったのですけども、賦課金を値下げしたらどうだっていう話も出たのです。地球の温暖化で漁期が後ろになっているので、期間を後ろにずらしてくれって希望と同時に、値下げをしたらどうなのかって。ただこのサケ漁業者は、6割減って4割の人達でやっていますけども、その人達が好きでね、いつものように獲れなくても漁に行くのですよね。非常に気の毒な感じなのです。賦課金を払って、獲れないサケを獲りにいつている。今までの生活の習慣で、獲りに出かけないと気が済まないような、そういう漁師の人達なのです。こういう救済措置もそろそろ考えてもいいのではないかというふうに思いますし、孵化事業はとてもできないのです。ここ2年間、北海道の発眼卵を内漁連で取りに行ってきた、久慈川、那珂川、鬼怒小貝で、それぞれその発眼卵を育てて蓄養して放流をしています。放流だけは切らさないようにしようということで放流だけをしているのですけども、この放流についても、北海道のあたりでできた魚をね、久慈川なり、那珂川あるいは鬼怒小貝に放流して果たしてどうなのか、生態系が崩れたりしないのかっていうそんな意見もあったりするのですけども、それは置いて、今年は何とか北海道のものでなりそうです。だから今年までは続きそうなのですけども、3年ですけど、来年度以降になると、果たしてどうなるか。久慈川、那珂川、鬼怒小貝の漁協さんも、ちょっと厳しい状況だというふうに思っています。これは茨城県ばかりじゃなくて、全国の、さけ・ます増殖協会ですかね、これを含めた協議だというふうに思いますけども、もうこの団体が毎回自民党の政治家さんを中心に、いろいろ要望書を出しているのです。今年も確か総会をやった後に、水産庁なりに、要望書を出しているのです。ただ要

望書を出したからって、良くならないのですね。この環境の変化についてはもうどうしようもない部分にきているので。そういう提起が今、八角委員からありましたけども、県の方の対応っていうのですか、漁政課の対応についても、東北6県なり北海道の担当者と協議をして、これから先どのようにしていくのか。従来通りの対応のやり方でやっていっても、もうちょっと、サケ漁業者は納得しないような気がする。その問題提起だと思うのですけど。これは皆さんで知恵を絞って、この不漁を解決していかないといけないと思う。

高杉議長

その他ございますか。はい、水野委員。

3 番 水野委員

先程の捕獲の時期もちょっと検討した方がいいと、もしかしたら、解決策になるのではないかということでおっしゃっていたのですが、黒潮が移動したときに、今12月25日までがほとんどなのですが、それをずらして、もうちょっと冬に、黒潮が違った方向にちょっと戻るってなればですけど、そういった形にすると、特に人工孵化にして増やす作業がやりやすくなるし、捕獲量が増えてくる可能性が高まるのではないかなと思ったのです。あと、水産庁とか気象庁とかが連携を組んで、黒潮の流れがどういうふうに日々変わっていくのかっていうことを、獲る方の情報把握として、提供してあげるというのも必要かと思います。やはりサケの保全をこれから未来にかけて向かっていくためにも、今まで通りではいけないのかなっていうのをすごく感じたので、そこのところも、これから考えていかなきゃいけないのかなって思いました。あと他県との連携もそれは必要でしょう。

高杉議長

ありがとうございます。はい、鈴木委員。

7 番 鈴木委員

はい。昨年、北海道から卵を買ったというけど、だいたい、久慈川、那珂川にどれくらいの数を放流したのですか。

高杉議長

だいたい、50万粒でした。

6 番 八角委員

はい。久慈川が12万粒、那珂川第一と那珂川、鬼怒小貝が10万粒ずつです。全部で42万粒です。

7 番 鈴木委員

そのように放流したやつが、何%ぐらい戻ってくるのですか。

高杉議長

今のところ戻ってないでしょう。戻らないけど放流だけはやろうと。

7 番 鈴木委員

戻ってこないサケは、どこに行くのですか。

高杉議長

それは今、水産庁なり、北海道大学でいろいろ研究をやっているのです。サケにGPSを付けてみたり、いろんな調査をやっているのですが、まだこれといった答えは出てないでしょう。専門家が言うのは、もちろん地球の温暖化で、親潮が下がってこなくなったっていうこともありますけども、サケが秋に下って行って、その近海での餌がないっていうようなことも言われたり、広いベーリング海峡、あそこで成長して行くのだろうけども、その時にそこに餌がない。これも温暖化の関係で、ちょうどサケが食べれるような餌の魚が少なくなっているとか、近年そんなことを言われたり、あとは飼育の密度とかね、水産庁でいろいろ、私達も国の事業に参加してやっていますけども、まだ原因そのものは、専門家もちょっとわからないと言われています。

7 番 鈴木委員

わかりました。

高杉議長

気候変動や何かが大きいのでしょうか。

6 番 八角委員

岩手で5000万ぐらい放流して、去年帰ってきたのが3万尾ですから、なかなか難しい。稚魚の段階で多分死んじゃっている、それが1番大きな理由だと思います。

高杉議長

6年くらい前のサケの回帰率は0.08%ぐらいでは帰ってきたのですよね。今はもうほとんど帰ってこないでしょうね。

次長、これは漁政課と他県と連携をして、このサケの問題について、協議をしたり、水産庁を含めてやっていかないと、この茨城県だけではちょっと解決ができないような気がしますけども。

川野辺次長

この場でちょっと明快なお答えができる状況ではないので、なかなか難しいのではないかなと思います。

高杉議長

今年度については、このままでやるしかないと思います。せっかく漁場管理委員会を開催していますので、今日はこれを了承していただいて、来年度以降については、それぞれ、例えば茨城県さけ・ます増殖協会の総会で対応を協議するってなっているのですね、方針とかね。ですからその茨城県さけ・ます増殖協会の中で協議をして、対応していくというようなことになっています。

その他ございますか。

意見もないようですので、県への答申について、お諮りをしたいと思います。諮問の内容にご異議ございませんか。

(委員一同)	(「異議なし」の声)
高杉議長	はい、原案通りで差し支えありませんと、県に答申することといたします。 では、第２号議案、鬼怒小貝漁業協同組合茨内共第４、５、６号第５種共同漁業権遊漁規則の変更について、説明をお願いします。
中村会計年度任用職員	(諮問文読み上げ)
今野主任	(資料No. 2により説明)
高杉議長	はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますか。
高杉議長	意見もないようですので、県への答申について、お諮りします。諮問の内容にご異議ございませんか。
(委員一同)	(「異議なし」の声)
高杉議長	異議なしとのことですので、原案のとおりで差し支えありませんと県に答申することとします。 では、第３号議案、大北川漁業協同組合茨内共第１７号第５種共同漁業権遊漁規則の変更について、説明をお願いします。
中村会計年度任用職員	(諮問文読み上げ)
今野主任	(資料No. 3により説明)
高杉議長	はい、ありがとうございました。ただいまの説明にご意見、ご質問がございましたらお願いします。
高杉議長	実は昨日ですけども、県の藤江さんの出席のもとで、久慈川漁協で、ジャッカルというアユミノーを作っている会社があり、関西の方が中心なんですけども、アユルアーを使うアユイングという釣り形式なんですけども、久慈川の上小川橋の下でやりました。本流は１メートル位増水していたので、大沢川の支流を使ってやったのです。アユミノーっていうのですけど、これ何でアユミノーっていうのか、昨日見せてもらって納得が이었습니다。以前のアユルアーというのはアユの色に似ていますが、ほとん

ど動かないのですね。ところが、アユミノーには2か所に切れ目が入っていて、川の流れに流すと、しっぽを振るのですよ。まさに、アユが泳いでいるように自然な泳ぎになるのですね。その糸を張ったりするとちょうど石の上を滑るのですよ。ですから、まさに、自然の生きたアユに近いルアーになっている。ルアーの技術というのが進化していますよね。アユ釣りをやっている漁師の方も、これならアユは掛かるっておっしゃっていました。ですから従来の動かない固定されたルアーですと強い瀬がないと掛からないのですが、今のアユミノーでしたらチャラ瀬でもトロでも掛かる気がします。何といたってもアユ釣り教室を初心者対象にやっていますが、若者を取り込まないと、これからアユ釣り人口は増えないと思います。今、若い人がとっつきやすいのは、バス釣りなどのルアー釣りをやっていますので、それにルアーの対応を変えるだけでも入れるので、高価な竿や七つ道具を買わなくても、アユミノーを使って若い人達がアユ釣りに挑戦できる、そういうメリットもありますので、これから全国的にも広まってくるのではないかと思います。大北川もそれを先取りしてやっていると思いますので、そういった状況もあり、補足説明を致しました。

では、大北川の遊漁規則の変更につきまして、県への答申についてお諮りします。諮問の内容にご異議ございませんか。

(委員一同)

(「異議なし」の声)

高杉議長

異議なしとのことですので、原案どおりで差し支えありませんと、県に答申することといたします。

では次、次第6の報告事項に移ります。茨城県内水面漁業調整規則の改正について、漁政課より報告願います。

今野主任

(資料No. 4-1、4-2により報告)

高杉議長

はい、ありがとうございました。ただいまの報告にご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

高杉議長

はい、鈴木委員。

7番 鈴木委員

拘禁刑とは、どういう刑なのですか。

高杉議長

言い方が変わっただけだと思うのですが、漁政課、説明願います。

所課長補佐

では、お答えさせていただきます。拘禁刑はですね、これまでですと懲役とか禁錮ですと、刑事施設の中で作業をしたり、そういったことが必要になってくるのですが、この拘禁刑っていうのはどちらかというと、

	更生させることを重点に置いたような刑罰になっていまして、社会復帰ができるようなプログラムを組んだ刑になります。どちらかというところまでの刑務作業が中心だったものを、社会復帰できるようにいろんなカウンセラーの方を呼んだりしてですね、そういったもので、名称と合わせて、内容もかなり変わってくるということです。
高杉議長	ありがとうございました。よろしいでしょうか。
7 番 鈴木委員	そうすると、罰金が10万円ですが、この場合も前科になるのですか。
所課長補佐	最終的に規則の方でこのような規定になっていて、捕まった方が最終的に司法判断を受けて、そこでは司法の中でその刑罰が付いた場合には、前科になりますので、刑法の名称は変わりますが、今までと同じで例えば罰金刑だとか、拘禁刑で何ヶ月か受刑した場合は前科になります。
7 番 鈴木委員	茨城県の場合、どこでやるのですか。サケだったら、捕まったら横浜に行くとか。
所課長補佐	まず、現場での捜査ですが、我々の漁政課にも分室という取締機関がありまして、サケの場合でしたら、県警、あと、海に近い所でしたら海上保安庁が捜査を行います。捜査機関が、誰かを捕まえた場合、取り調べを行って、その次に、検察庁にその送致書というのを送って、検察庁がまたさらに捜査を行います。その上で、司法、裁判所の方にその事件の内容を送ります。最後の司法、裁判官がどのような判断をするかということになるかと思います。県内ですと、横浜とかにあまり行くことはないと思いますので、例えば、水戸地方裁判所へ行くことが多いかと思います。
7 番 鈴木委員	はい。わかりました。
高杉議長	ありがとうございました。よろしいでしょうか。 ではご意見、ご質問がないようですので、次の報告、令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案の提出結果について事務局より報告をお願いします。
中村会計年度任用職員	(資料No. 5により報告)
高杉議長	はい、ありがとうございました。ただいまの報告に、ご質問等ございましたらお願いいたします。
高杉議長	ないようですので、では次第7のその他に移ります。県、事務局から何

かございますか。

久保田局長

特にありません。

高杉議長

その他、委員の皆様から何かございますか。

高杉議長

それでは、本日の議事は、全て終了しました。
事務局より、次回の開催日程について、お願いします。

久保田局長

はい。次回の委員会は9月27日金曜日になります。午後2時から、場所は三の丸庁舎の会議室で開催予定でございます。議題につきましては、うなぎ稚魚漁業の許可の制限措置等に関する諮問等になってございます。開催通知につきましては後日発送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

高杉議長

はい。ありがとうございました。それではこれをもちまして、本日の委員会をすべて終了いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後3時10分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和6年8月27日

議 長 _____

議事録署名人 _____